

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室 御中

「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）の解説（案）」
に関する意見の募集について

平成17年2月8日

〔提出者名〕 在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
及びヒューマン・リソース・マネジメント委員会
〔住所〕 〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5メソニック39MTビル10階
〔連絡先〕 在日米国商工会議所渉外室
〔電話〕 03-3433-7358

「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）の解説（案）」に関する意見の募集がありましたので、下記の通り意見を申し上げます。ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 第二（用語の定義）の一（「事業者」について）

（意見）

本解説（案）9頁に記載された【「雇用管理に関する個人情報」に該当する事例】5）の事例中の「周知の情報」の範囲について、企業活動を不当に阻害することがないように、例えば、世間一般の不特定多数の者が知っている情報、というように、明確な限定を希望いたします。

（理由）

「周知の情報」とは、一般的には上記のように、世間一般の不特定多数の者が知っている情報、を意味すると考えられますが、事業者によっては、これを情報開示をした相手方事業者（の社内ないし一部交渉担当者）において周知の情報、というように狭く解釈し、合法的な情報開示についても萎縮し、企業活動が不当に阻害される恐れがあります。

例えば、事業の承継の契約締結に先立つ交渉段階で承継先候補会社による精査を受ける際に雇用管理に関する情報を提出するよう要請を受けることがあります。その際事業者は、特定の個人の識別ができないように例えば具体的な個人名は伏せて、必要最低限度の情報のみ（例えば、所属部署、職位、報酬、年齢など）を提出するように努力がなされているものと理解しております。しかしながら、従業員の数が少ない中小規模の事業者の場合には、承継先候補会社がたまたま保有している他の情報（例えば別の機会に名刺交換したその名刺に記載された情報）と照合することにより、承継先候補会社においては個人の特定が可能になってしまうことがあります。たまたま承継先候補会社が有していた情報など世間一般の不特定多数の者が容易には知りえない情報は「周知の情報」ではない、ということが明確でないと、上記のような事例についても本解説（案）で禁止されているとの誤解を与える恐れがあります。

したがって、このような誤解によって企業活動を阻害することがないように、「周知の情報」の趣旨・範囲を明確に限定する必要があると考えます。

2. 第三（事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項）の一（法第15条に規定する利用目的の特定に関する事項）について

（意見）

【利用目的を具体的、個別的に特定している事例】として、本解説（案）12頁に挙げられている4つの例は、本解説（案）11頁に記載された判断基準の趣旨に反し、すべての個人情報について、個人情報の項目毎に、詳細に利用目的を特定しなければならないと誤解される恐れがあります。また、これらの事例は法第18条第4項第4号の解釈に混乱を招く恐れがあります。したがって事例として適切ではないと考えますので、削除を希望いたします。

（理由）

利用目的の特定の程度については、本解説（案）11頁にあるとおり、「個々具体的な利用目的を詳細に羅列するまでの必要はないものの、抽象的であっても個々の取扱が利用目的の達成に必要な範囲内か否かを実質的に判断できる程度に明確にしなければならない。」という基準で十分であろうと考えます。

しかしながら、本解説（案）12頁に【利用目的を具体的、個別的に特定している事例】として記載された1）から4）までの事例は、例えば雇用契約締結の際に収集する個人情報について、その細かな項目毎（例えば1）では家族に関する情報、2）では年齢）に詳細かつ具体的に利用目的を特定している事例と考えられることから、上記の判断基準とそぐわない印象を受けます。

さらに、これらの事例はむしろ、個人情報の項目、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合と考えられ、本来法第18条第4項第4号によって、必ずしも利用目的を特定することが求められていない情報ではないかと思われれます。したがって、そのような事例を解説（案）に記載された場合、本解説（案）では、法第18条第

4項第4号に該当する場合であっても雇用管理に関する個人情報については具体的な利用目的を詳細に特定しなければならないと要求しているかのような誤解を与えるのではないかと危惧いたします。

従いまして、これらの事例は、利用目的の特定の事例としては必ずしも適切ではなく、むしろこれらを削除して、具体例としては【利用目的の特定が不十分である事例】に限定するのが適切ではないかと考えます。

以上